

綾瀬市勤労者住宅資金利子補給要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、綾瀬市勤労者住宅資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）とする。

(目的)

第2条 本市に自己の居住の用に供するための住宅を新築、購入又は増改築する者が、金融機関から借り入れた資金の支払利子について、補給金を交付することで、勤労者の負担を軽減し、持ち家の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において取扱金融機関とは、綾瀬市財務規則（昭和59年綾瀬市規則第14号）に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち住宅資金貸付けを取り扱っている金融機関をいう。

(補助対象者)

第4条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に自己が所有し、かつ自ら居住する住宅（専ら居住を目的とした建築物で、居住以外の用途と併用をしたものを含まない。）を新築、購入又は増改築した者
- (2) 利子補給金の申請時に前号の住宅に居住し、かつ、取扱金融機関への借入金（他の金融機関からの借入金の借り替えは対象としない。）の返済が完了していない者
- (3) 職業の種類を問わず、事業所又は事務所に使用又は雇用をされ、賃金を支払われている者。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人代表者

イ 役員（事業所又は事務所と雇用契約ではなく、委託契約を結んでいる社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、監査役、監事、清算人その他これらに準ずる法人の経営に従事している者をいう。）

- (4) 納期限の到来した市税を完納している者

- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5

号の規定に該当しない者であること。

- 2 前項第1号の住宅について、新築、購入の場合は申請者名義の不動産登記を行った物件を対象とし、増改築の場合は申請者が建築確認申請を行った物件を対象とする。この場合において、当該住宅の所有者が複数の場合は、その所有者のうち1人を補助対象者とする。
- 3 第7条に規定する利子補給期間内における利子補給は、補助対象者1人につき1物件に限り対象とする。

(交付の制限)

第5条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 住宅資金の返済を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないとき。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、融資額500万円を限度とし、別表の借入金額の欄に対応する同表の1箇月の利子補給額の欄に掲げる額に前年中の返済月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項において算出した額が、前年中に支払った利子額(融資額につき、500万円を限度とする。)の2分の1の額を上回る場合は、支払利子額の2分の1の額とする。
- 3 前2項の規定により得た額に100円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 利子補給の期間中に借入金残高の一部を繰上返済した者に係る第1項及び第2項の規定の適用については、当該繰上返済に係る額(2回以上繰上返済を行った場合はこれらの額の合計額)が500万円を超える場合は、利子補給の対象となる借入金は返済されたものとみなし、次条に規定する期間内であっても、以後利子の補給は行わない。

(利子補給期間)

第7条 この利子補給金の交付期間は、補助対象者が取扱金融機関との約定により、当該機関へ第1回目の返済金を払い込む日の属する月から60箇月以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住宅資金借入後の最初の利子補給金の交付申請期限ま

でに入居が完了しない者の交付期間については、同項中「第1回目に払い込む日の属する月」を「当該住宅に入居した年の1月」に読み替えるものとする。

3 前2項の場合において、返済金の払込みを延滞した場合は、当該返済すべき月の利子補給は行わない。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第8条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等にかかる予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付申請及び委任)

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年市長が定める期日までに前年中に支払った返済金等について、綾瀬市勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(第2号様式)

(2) 住民票

(3) 取扱金融機関が証明した利子補給期間の利子の支払いを証する書類又は綾瀬市勤労者住宅資金利子補給利子支払証明書(第3号様式)

(4) 取扱金融機関との金銭消費貸借契約書の写し

(5) 取扱金融機関の発行した返済予定表の写し

(6) 新築又は購入した住宅の登記事項証明書又は所有者及び用途等を証する書類若しくは増改築した住宅の建築確認通知書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第4号から第6号までの書類について、市長が特に必要がないと認めた場合は、提出を省略し、又は必要な内容の確認できる書類に代えて提出することができる。

3 受給資格者は、利子補給金の申請及び請求に関する権限を取扱金融機関の支店長を代理人として定め委任することができる。

(利子補給の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、書類等の審査をし、交付を決定したときは、綾瀬市勤労者住宅資金利子補給金交付決定通知書(第4号様式)により、交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものと

する。

(利子補給金の交付)

第 1 1 条 市長は、利子補給金の交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の返還)

第 1 2 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 取扱金融機関から融資を受けた資金をその目的外に使用したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(状況調査等)

第 1 3 条 市長は、利子補給金の交付後であっても必要と認めるときは、申請者、受給者及び取扱金融機関に対し報告を求め、又は申請者、受給者の居住、納税の状況について調査することができる。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日から施行し、昭和 5 3 年 4 月 1 日以後融資を受けた資金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 2 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、令和 2 年 1 2 月 3 1 日において第 4 条第 1 項に規定する補助対象者としての要件を満たす者に係る利子補給金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日以後融資機関から住宅資金を借り入れした者から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、同日以降融資機関から住宅資金を借り入れた者から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、同日以降融資機関から住宅資金を借り入れた者から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市勤労者住宅資金利子補給要綱第3条の規定は、この要綱施行の日以後の借入れについて適用し、同日前の借入れについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間におけるこの要綱による改正後の綾瀬市勤労者住宅資金利子補給要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第2項の規定の適用については、改正後の要綱第3条第2項中「2分の1の額」とあるのは、平成11年1月1日から同年12月31日までにあつては、「10分の9の額」と、平成12年1月1日から同年12月31日までにあつては、「10分の7の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要調整をして使用する

ることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市勤労者住宅資金利子補給要綱の規定は、この要綱施行の日以後の借入れについて適用し、同日前の借入れについては、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第6条関係）

借入金額	1箇月の利子補給額	借入金額	1箇月の利子補給額
50万円	1,096円	280万円	6,140円
60万円	1,316円	290万円	6,359円
70万円	1,535円	300万円	6,578円
80万円	1,754円	310万円	6,798円
90万円	1,973円	320万円	7,017円
100万円	2,193円	330万円	7,236円
110万円	2,412円	340万円	7,455円
120万円	2,631円	350万円	7,674円
130万円	2,851円	360万円	7,894円
140万円	3,070円	370万円	8,113円
150万円	3,289円	380万円	8,332円
160万円	3,509円	390万円	8,552円
170万円	3,727円	400万円	8,771円
180万円	3,947円	410万円	8,990円
190万円	4,166円	420万円	9,209円
200万円	4,385円	430万円	9,429円
210万円	4,605円	440万円	9,648円
220万円	4,824円	450万円	9,867円
230万円	5,043円	460万円	10,087円
240万円	5,263円	470万円	10,306円
250万円	5,482円	480万円	10,525円
260万円	5,701円	490万円	10,744円
270万円	5,920円	500万円	10,963円

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

綾瀬市勤労者住宅資金利子補給金交付申請書

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

綾瀬市勤労者住宅資金利子補給要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて利子補給金の交付を申請します。なお、市長が利子補給金の交付に関し必要な事項について、金融機関に報告を求め、又は申請者の居住、納税の状況について調査をすることに同意します。

1 居住開始年月日	年 月 日
2 住宅取得年月日	年 月 日
3 住宅の所在地	綾瀬市
4 取得の種別	新築 ・ 購入 ・ 増改築
5 借入金額	円
6 借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7 返済方法	第1回返済日 年 月 日
8 前年中の返済月数	箇月 (前年まで 箇月 / 60 箇月)
9 前年中の支払利子額	円
10 前年中の繰上返済額	円
11 利子補給申請額	円

第2号様式（第9条関係）

雇 用 証 明 書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

上記のものは、 年 月 日から、雇用者であることを証明する。

年 月 日

証明者 所在地

名 称

代表者

連絡先 ()

この証明書は、事業主又は責任者が記載してください。

証明者は、法人代表者又は勤務先（支店、営業所、学校等）の責任者（支店長、営業所長、学校長等）としてください。

雇用者とは、事業所又は事務所に使用又は雇用をされ、賃金を支払われる者をいいます。

第3号様式（第9条関係）

綾瀬市勤労者住宅資金利子補給利子支払証明書

様

受入利息合計 円

内訳：

受入月	利 子 額	うち延滞利子額
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計	円	円
証明対象期間における繰上返済額合計		円

年 月 日から 年 月 日までの借入金利息額については、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

第4号様式(第10条関係)

綾瀬市勤労者住宅資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度勤労者住宅資金利子補給金の交付
については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付金額 円

2 交付対象期間 年 月から 年 月まで